

# 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

## (ポスターの品位保持)

### 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。

(第144条の4の2関係)

### 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

(第235条の3第2項関係)

### 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。
- (3) 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則関係)



公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の四の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載）

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

第四百四十四条の五中「前条」を「第四百四十四条の四」に改める。

第六十八條第四項中「第百五十條の二」を「第四百四十四条の四の二第二項」に改める。

第二百三十五条の三の見出し中「又は選挙公報」を「選挙公報等」に改め、同条第二項中「政見放送」を「第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

### (適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

### (検討)

3 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基

づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



## 理由

最近における選挙運動をめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するため、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



◎公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（任意制ポスター掲示場）            第百四十四条の四（略）</p> <p>（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載）</p> <p>第百四十四条の四の二 第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。</p> <p>2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。</p> <p>（ポスター掲示場の設置についての協力）            第百四十四条の五 第百四十四条の二及び第百四十四条の四の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工</p>	<p>（任意制ポスター掲示場）            第百四十四条の四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（ポスター掲示場の設置についての協力）            第百四十四条の五 第百四十四条の二及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工作物の居住者、</p>

作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に  
関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 (略)

管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許  
す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出  
政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第  
一項又は第三項に規定する放送(以下「政見放送」という。)をす  
るに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉  
を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他  
営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損  
なう言動をしてはならない。

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百四十四条の四の二第二項の規  
定を準用する。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示し

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百五十条の二の二の規定を準用する。

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に

た第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。